

堺市大浜公園プール業務仕様書

堺市大浜公園プールの指定管理者が行う業務内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、堺市大浜公園プール(以下、「大浜公園プール」という。)の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。大浜公園プールは、公共の福祉の増進及び市民の健康増進に寄与するとともに、レクリエーションの場を提供することを目的として、昭和 31 年に大浜公園内に設置された公園施設である。大浜公園は、明治 12 年(1879 年)に開園した堺市営で最も古い公園であり、かつては関西有数のレジャー地として発展してきた歴史を有している。現在は、野球場、体育館、相撲場等の各種施設が整備され、市民のスポーツ・レクリエーションの拠点として利用されている。

大浜公園プール周辺においては、堺旧港を中心としたウォーターフロントの魅力向上に向けた取組(大浜北町市有地活用事業、堺旧港交流空間創出事業等)等が進められており、本施設においてもこれらの取組との連携による更なる魅力向上を図る必要がある。

2. 施設の内容

- (1) 施設の名称 大浜公園プール
 - (2) 設置年月 昭和 31 年 6 月
 - (3) 設置場所 堺市堺区大浜北町 4 丁 3-50 大浜公園内
 - (4) 施設規模 敷地面積 6,100 m²
 - (5) 施設内容 別添 大浜公園プール施設配置図参照

ア 下 25m プール	長さ 25m	幅 13m	水深	1.1m～1.2m	325 m ²
イ 上 25m プール	長さ 25m	幅 15m	水深	1.0m～1.1m	375 m ²
ウ 変形プール	不整形		水深	0.95m～1.20m	260 m ²
エ 管理棟等	・ 事務室 17.6 m² ・ 更衣室 252.8 m²(トイレ、洗面コーナー、シャワー室、多目的更衣室、多目的トイレ、多目的シャワー室を含む) ・ 監視員控室 84 m² ・ 介護室 10.8 m² ・ 売札所 1.5 m² ・ 売店 18 m² ・ プール屋外トイレ 1 か所 13 m²				
オ 機械室等	・ 機械室 26 m²、ろ過装置 2 基				
- (閉鎖中の施設)
- | | | | | |
|----------|-----|----|-----------|--------------------|
| カ 幼児用プール | 不整形 | 水深 | 0.4m～0.6m | 140 m ² |
|----------|-----|----|-----------|--------------------|

3. 管理運営の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本として、大浜公園プールの管理を行うこととします。

- (1) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。

- (2) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (4) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (5) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (6) 新たに SNS を開設する等、発信力の強化を行うこと。
- (7) 幅広い年齢層を対象にした取組の強化を行うこと。(プール開場期間外での施設活用や、市の推進する施策※との連携強化による新たな魅力創出につながる取組の実施等)
 ※堺旧港を中心としたウォーターフロントの魅力向上に向けた取組や地域の魅力向上等に向けた取組等、市の推進する施策との連携強化
- (8) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減にも努めること。
- (9) 積極的な需要調査による市民（地域住民や利用者等）のニーズ・意見・要望を分析し、日常業務や新たな取組に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (10) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。(日よけ場設置等による避暑機能の強化の推進)
- (11) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (12) 閉鎖中の幼児用プールについて、効果的な代替措置を行い、環境改善を行うこと。(ビニールプール、幼児用すべり台、バルーンの設定等)

4. 施設の管理に関する業務

(1) 施設等貸出業務

- (ア) 開場時間及び休日は、堺市公園条例第 3 2 条第 1 項第 2 号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- (イ) 指定管理者は、開場時間及び休日を変更しようとするときは、市長の承認を得るものとする。
- (ウ) 使用許可の申請受付等の事務は大浜公園プール事務室において行うこと。
- (エ) 使用許可の申請時には、利用者からの相談を受けること。
- (オ) 施設の使用許可及び使用許可の取消しは、堺市公園条例及び堺市条例施行規則の規定を踏まえ適正に行うこと。
- (カ) 使用許可等は使用許可の手順書又は利用規則等を定めて行うこととし、使用許可の基準は利用者が閲覧できるようにすること。また、使用許可の申請があったときは、速やかに決定すること。
- (キ) 使用許可の名義は指定管理者とし、申請書等必要な書類は指定管理者において作成すること。
- (ク) 指定管理者による管理の開始前に現指定管理者が行った使用許可については引き継ぐものとする。
- (ケ) 施設の利用者とは、利用日以前に十分に打ち合わせ等を行うこと。

(2) 利用料金の収受業務

- (ア) 大浜公園プールの利用に係る料金（利用料金）は、指定管理者の収入とする。
- (イ) 利用料金の額は、堺市公園条例第 31 条第 2 項の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認

を得て定めること。

(ウ) 利用料金は、前納を原則とする。徴収方法については、現金のほか、キャッシュレス決済（決済手段：①クレジットカード、②電子マネー、③コード決済）を導入すること。導入に当たっては、利用者の利便性の向上の観点から、本施設におけるキャッシュレス決済比率の実績などを勘案し、①から③までの決済手段ごとに利用頻度の高い単一又は複数の決済事業者を選定すること。

(エ) 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。なお、減免に当たっては差別的な取扱いがないようにすること。

(オ) 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。

(カ) 指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じて適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存すること。

(3) 人員の配置等に関すること

(ア) 業務内容

- a) 遊泳者の監視
- b) 溺水者の救出
- c) 傷病者の応急処置、看護
- d) 危険禁止行為の予防、発見と措置
- e) 暴力行為の予防及び盗難防止
- f) プール諸施設（シャワー、便所等）の清掃及び点検、フロア散水
- g) 休憩時のラジオ体操の指導、水面及び水中監視、プール諸施設の点検
- h) 非常事態発生時の入場者の避難誘導
- i) その他、遊泳者の安全とプールの円滑なる管理に必要なこと

(イ) 服装及び装備

- a) 利用者へ不快な感じを与えない、かつスタッフとしてすぐに認識される身なりとすること。
- b) プール監視に携わる者は無線機、メガホンや警笛等を携行すること。

(ウ) 監視員詰所

- a) 業務に必要な従事者の詰所は、プール付帯施設の一部を提供する。
- b) 同施設の使用は善良なる管理のもとに使用し本業務の目的以外には使用してはならない。
また、本業務終了後は直ちに後片付け並びに清掃を実施し、原状復帰した後、市の確認を受けること。

(エ) 業務に要する器材等

- a) 業務に要する器材については、貸与する備品類を除き、指定管理者の負担とする。
- b) 指定管理者はプール施設内への業務に必要なもの以外は一切持ち込まないこと。

(オ) その他

- a) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、大浜公園プール施設における市民サービスの確保に支障がないようにすること。
- b) 従業員に対して大浜公園プール施設の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修（人権研修を含む。）を行うこと。また、研修実施に際しては、市に計画書及び報告書を提出すること。

(カ) 配置ポスト数

下記のポスト数の配置を基本とする。

(A) (閑散期) 7月20日までの平日、8月25日以降の平日

(B) (標準期) (A)及び(C)以外の日

(C) (繁忙期) 7月・8月の土日祝及び8月10日から8月15日までの平日

配 置 者	(A)	(B)	(C)
業務責任者(管理責任者)	1	1	1
副管理責任者	1	1	1
衛生管理者	1	1	1
救護員	1	1	1
受付	2	2	2
監視員(上25mプール)(監視台)	1	1	1
監視員(下25mプール)(監視台)	1	1	1
監視員(変形プール)(監視台)	1	1	1
巡回監視員	4	6	9
巡回員	1	1	1
交替要員(緊急時の対応等)	2	2	2

注: 夏場の暑い季節での集中力の必要なプールの監視は、交替要員(緊急時の対応)を配置すること。なお、交替要員は監視員に求める同等の条件、経験を有すること。(連続監視1時間30分に
対し、15分から30分の休息を与えることを基本とする。)

(キ) 業務責任者等の配置について

a) 業務責任者

- ① プール開場期間中のプール警備監視に関する業務、運営管理に関する業務、開場前のプール内水中清掃等の業務を統括する総責任者として、1名の業務責任者を配置すること。
- ② この任にあたる者は特に業務に精通した管理職相当の地位にある者を従事させること。
- ③ 業務責任者は、管理責任者、監視員を統括し、警備監視業務等の内容を従事者に熟知させ、指導するものとし、その他遊泳者の安全と秩序を維持し、本プールの円滑なる管理運営に必要なことを行う。

b) 管理責任者

- ① プール開場期間中のプール警備監視に関する業務、運営管理に関する業務、開場前のプール内水中清掃等のすべての従業員を統括する者として、1名の管理責任者を配置すること。また、業務責任者と兼務可能。
- ② この任にあたる者は当該業務経験3年以上が望ましく、「プール安全管理者」、「水泳指導管理士」、「水上安全法救助員Ⅰ」、「プールライフガード」「プールの安全管理のための管理責任者講習会修了証」のいずれかに相当する資格を有することとする。(資格証の写しを市へ提出すること)
- ③ 管理責任者は監視員等を統括し、警備監視業務等の内容をプール開場期間中の従事者に熟知させ、指導するものとし、その他遊泳者の安全と秩序を維持し、本プールの円滑なる管理運営に必要なことを行う。
- ④ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。
- ⑤ また、管理責任者又はその代理者がプール事務所まで1時間以内で来所できる体制を確保すること。

c) 副管理責任者

管理責任者を補佐する者であり、管理責任者に求める同等の資格、経験を有すること。

営業期間中、管理責任者と副管理責任者は原則どちらも常駐とするが、休暇等で不在とする場合はそのどちらかが配置されていること。また、どちらかが不在となる場合は、事前に市へ報告すること。

d) 衛生管理者

- ① プールの衛生及び管理の実務を担当し、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生を維持管理する者として、1名の衛生管理者を配置すること。
- ② この任にあたる者は「プール衛生管理者」資格を有することとする。資格証の写しを市へ提出すること。
- ③ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。

e) 監視員

- ① プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行い、事故発生の実態等を直ちに業務責任者又は管理責任者に報告すること。
- ② 監視業務従事者は年齢18歳以上(高校生不可)かつ25m以上の泳力を有するものとする。

f) 救護員

- ① 傷病者の応急救護を行う者として、1名配置する。
- ② この任にあたる者は「水上安全法救助員Ⅰ」、「救急法救急員」、「上級救命講習」「応急手当普及員講習」「応急手当指導員講習」「救急救命士」「看護師」のいずれかの資格を有するものとする。資格証の写しを市へ提出すること。
- ③ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。

g) 巡回員

- ① プールサイドや更衣室等、施設内を巡回するとともに、清掃活動を適宜行い、安心・安全の向上と利用者サービスの向上に努め、作業内容は下記のとおりとする。
 - i) プールサイドや更衣室等での危険禁止行為の予防、発見と処置
 - ii) プールサイドや更衣室等での暴力行為の予防及び盗難防止
 - iii) プール諸施設(トイレ、更衣室、シャワー等)の清掃、消毒、点検及びフロア散水
 - iv) 拾得物等の対応、利用者への場内説明と案内
 - v) 休憩時のラジオ体操の指導、プール諸施設の点検
 - vi) 非常事態発生時の入場者の避難誘導
 - vii) その他入場者の安全とプールの円滑なる管理に必要なこと

h) 上記a)からg)の配置者の資格等について

配置者に資格を求めている場合において、求めている資格以外の資格等であっても市との事前協議によりその知識、技術等を満たすものと認められる場合は、その資格等を有する者を配置することも可能とする。

また、上記の配置者において、資格証の写しの提出を求めているものについては、プール営業開始日までにそれぞれの資格等が確認できる書類を提出すること。

i) 応急処置及び救急看護業務

- ① プール施設内で傷病者が発生した場合には、速やかに応急救護にあたること。

- ② 発生事象によっては、速やかに所管消防署への救急要請を行い、救急隊到着までの間、応急処置を行い続けること。
 - ③ 薬剤等の確認を行い、不足なもの、必要なものについては指定管理者の負担で補充すること。
 - ④ 瑕疵の有無に関わらず、看護・応急処置等行った全ての場合において、事故報告書を指定の様式で提出すること。
- (4) 施設利用案内等に関する業務
- (ア) 施設利用のための手引、パンフレット等を作成すること。
 - (イ) 機関紙の発行、ホームページの制作等による利用者への広報を行うこと。
 - (ウ) 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。
- (5) 個人情報の安全管理措置
- (ア) 指定管理業務については、個人情報取扱特記事項に基づき安全管理措置を講じること。
 - (イ) 指定管理業務以外の事業（自主事業）については、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第23条に基づいて個人情報取扱事業者として安全管理措置を講じること。
 - (ウ) 利用者から個人情報開示請求があった場合について、保護法第33条に基づき適切に対応すること。ただし、指定管理業務に伴って取り扱う個人情報について、市の保有個人情報に該当する場合（※）には、市の個人情報開示請求（保護法第76条）に該当することから、その旨を利用者に伝えること。
 - (エ) 個人情報の漏えい等が発生した場合には、保護法第26条第1項の規定に基づき個人情報保護委員会へ報告を行うこと。なお、漏えい等の対象が市の保有個人情報に該当する場合には、市が個人情報保護委員会に報告する義務があるため、直ちに市へ報告すること。
- ※当該個人情報について市が事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）場合は市の保有個人情報に該当します。

5. プールの運営に関する業務

(1) 受付業務

ア 業務内容

- (ア) プール入口及び団体入口の入場者整理
- (イ) 券売機、両替機の故障時の対応
- (ウ) ベビーカーや大型浮き輪、傘等ロッカーに入らないものの一時預かり
- (エ) 不正入場者の排除
- (オ) 拾得物等の対応
- (カ) 電話対応、放送等の事務
- (キ) 来場者の自転車及び単車の整理

(2) 利用料金の収受、減額免除事務

- ア 大浜公園プールの利用料金及びロッカーの利用料金は、指定管理者の収入とする。
- イ 利用料金の額は、堺市公園条例第31条第2項の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めること。
- ウ 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準により行うこと。なお、減免に当たっては差別的な取扱いがないようにすること。
- エ 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。

オ 指定管理者は、堺市公園条例第26条第1号に基づき公園の使用許可を行い、条例の定める金額の範囲内で利用料金を指定管理者の収入とする。但し、都市公園法第5条に基づく公園施設設置管理許可及び都市公園法第6条に基づく占用許可は市が行い、その使用料は市の収入とする。

(3) キャッシュレス券売機に関する事務

キャッシュレス券売機の契約や支払い等の全ての業務及び維持管理等を行うこと。

(4) 幼児用プール代替施設設置運営

ア 乙は、大浜公園プールの幼児用プールの代替措置として、大浜公園プール営業期間中に大浜プール内に代替施設を設置し、運営する。

イ 代替施設の実施内容は次のとおり。

(ア) 代替施設は、幼児複数人が水遊びできるものとする。ビニールプールの設置を基本とするが、代替施設の仕様、設置数、設置場所等の詳細は、利用状況に応じて市と指定管理者が協議し決定する。

(イ) 代替施設の利用に当たっては保護者の同伴を必須とし、その旨をプール施設内及びホームページ等で掲示、周知すること。

(ウ) 代替施設には専任の監視員の設置を必須としないが、その他プールの監視員や巡回員等が常に代替施設を監視できるよう配置すること

(エ) 仕様書 6- (4) 水質保全業務と同等の業務を行い、水質を維持すること。また、1 日に 1 回以上水の入替えを行うこと。なお、6- (5) 水質検査業務について、代替施設が大阪府遊泳条例の対象とならない場合は不要とする。代替施設の運営に必要な物品の購入費用及び運営費用は、指定管理料から支出する。

6. プールの維持管理等に関する業務

(1)適正な維持管理

ア 適正な維持管理

プールの施設、設備、器具備品の維持管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行うこと。施設の運営に支障をきたさないよう現地調査とともに保守点検を行うこと。また、破損、不具合が発生したときは、速やかに市に報告を行うこと。

イ 備品等の貸与及び購入

現にプールに設置している器具備品については、指定期間内において、本市が指定管理者に無償で貸与する（備品一覧参照）。その他管理業務に必要な器具備品及び消耗品は指定管理者が購入して設置することとする。

ウ 施設及び備品の原状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、市長が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。また、指定期間終了に際しては、基本的には設備等を原状回復し、市に返還するものとする。原状回復費用については指定管理者の負担とする。

市が貸与する備品を故意または過失によって毀損滅失した場合は、速やかに市へ報告すること。

また、消耗品は、施設の運営に支障をきたさないよう、適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。

(2)ろ過装置運転、保守管理業務

ア 作業方法

- (ア)ろ過装置がプール水を正常にろ過、浄化するよう運転操作、点検、調整すること。
- (イ)ろ過装置が正常に稼働するよう電気系統及び機械系統の装置の点検を行うこと。
- (ウ)大浜公園プールは、珪藻土を用いたろ過装置であるので、プール水を適正にろ過するためのろ過洗浄運転後は、珪藻土の新規投入を必ず行い、プール水が法令基準の範囲内の清浄度を保つよう、管理すること。
- (エ)各プール水位測定並びに水量調整すること。
- (オ)電気、機械設備運転操作中は特にポンプ、モーター等の異常音と圧力計の指示に注意を配ること。
- (カ)機械設備の整備に必要な消耗品を備え、常に機械運転に支障のないように留意すること。
- (キ)機械室及び作業員控え室は衛生管理に努め、火気取り扱いについて十分留意すること。
- (ク)ろ過装置の良好な運転を維持、保全するため業務開始までに始業点検及び試運転整備を行い、また業務終了後保守点検整備を行うこと。

(3) 施設内消毒業務

(厚生労働省健康局長・薬事局長通達 健発第 855 号、医薬発第 909 号参照)

ア 作業方法

- (ア)作業従事者は身体保護のため防塵眼鏡、前掛、ヘルメット等を着用すること。また、薬剤の使用方法を熟読のうえ、規定内の希釈で散布すること。
- (イ)作業中の安全対策として、バリカー等で人が立ち入らないよう安全対策を行うとともに散布不要な場所があれば防止措置を行うこと。
- (ウ)薬剤を散布するに当たり、移動可能な障害物があればその物を移動し、散布を行うこと。散布後は元の位置に戻すこと。
- (エ)薬剤は、害虫用と殺菌用の 2 種を使用すること。
- (オ)化学反応の恐れがある場合は、作業時間を変更すること。(場合により翌日散布を行うこと。)
- (カ)薬剤散布の量は均等に散布する。ただし、現場状況により市の指示に従うこと。

イ 対象

- (ア)事務所
- (イ)更衣室
- (ウ)トイレ
- (エ)売店
- (オ)その他必要と認められる箇所

ウ 使用薬剤

- (ア)使用する薬剤等は、薬事法上の承認を受けた医薬品及び医薬部外品であり、効果が持続するものを使用すること。
- (イ)具体的な薬剤等については市と協議のうえ決定すること。

エ 安全管理

- (ア)機械器具等は日常点検を行い薬剤等危険物の保管は厳重に行うこと。
- (イ)薬剤を散布する際、出入口等の数か所に「薬剤散布中」の張り紙を行うこと。
散布に伴い火災警報機等の誤作動の恐れがある場合は、事前に市及び関係機関に連絡を行うこと。作業に起因する損傷及び事故等については指定管理者の責において発生時から修復完了まで全ての事項について誠意をもって解決すること。

(4) 水質保全業務

ア 作業方法

- (ア) 毎日、プール開場前に水中クリーナー等を使用し、プール内(水面、水中、水底)の異物、ゴミ等を除去し遊泳者の安全確保と不快感を与えないように、プール開場までに作業を終了するものとする。
- (イ) プール水の遊離残留塩素の測定及びPH 値、水温、気温の測定を行い、法令に定める基準で保持する。又、測定は1時間ごとに各プール面对角線上(中央も含む。)3か所で行うこと(別添水質保全及び水質検査箇所図参照)。また、前記の報告書を翌日に提出すること。
- (ウ) 滅菌装置の適正な運転及び滅菌用次亜塩素酸ソーダ液、ハイクロン錠剤の注入と点検、注入量の記録を行うこと。また、前記の報告書を翌日に提出すること。
- (エ) 過度の薬品注入による遊泳者への影響が生じないように調整すること。
- (オ) 水温が高い場合、新たに水道水を注水し水温下降を図る対策を行なうこと。
- (カ) 巡回時にはプール内の沈積物及び浮遊物の除去を行うこと。
- (キ) 薬品の管理は、安全かつ適正に行うこと。
- (ク) その他、水質管理・水質検査について所管保健所の指示に従うこと。

(5) 水質検査業務

ア 検査項目

(ア) 水質検査 A

PH 値、残留塩素測定、過マンガン酸カリウム消費量、濁度、大腸菌群、一般細菌数

(イ) 水質検査 B

PH 値、残留塩素測定、過マンガン酸カリウム消費量、濁度、大腸菌群、一般細菌数、
総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム)

イ 頻度

水質検査 A、水質検査 B ともにプール開場期間中月1回以上

ウ 対象

(ア) 水質検査 A … 各2か所

大浜公園プール: 下 25m プール、上 25m プール、変形プール、

(イ) 水質検査 B … 各1か所

大浜公園プール: 下 25m プール、上 25m プール、変形プール、
上記、水質検査の報告書の写しを市へ 15 日以内に提出すること。

(6) 清掃・除草・剪定等業務

ア 業務内容

- (ア) プールフロアの清掃、除草・抑制剤散布(別添 施設配置図参照)
- (イ) プール内及びプール壁面清掃(別添 施設配置図参照)
- (ウ) トイレ清掃、更衣室清掃^{※1}
- (エ) 備品清掃、設営、収納
- (オ) 施設内及び駐輪場の機械除草(別添 植栽平面図参照)
- (カ) 樹木剪定(別添 植栽平面図参照)

- (キ) プール内施設の点検及び修理:トイレ、水道設備(散水栓、目洗い場、シャワー等)、ロッカー、各プール防水シート
- (ク) セアカゴケグモ等危険害虫及び樹木害虫駆除

イ 作業頻度

開場前1回以上、開場中適宜

※ トイレ清掃、更衣室清掃について

清潔を第一として、毎日清掃を行うだけでなく、プール営業時間中は適宜、巡回し清潔さが保たれているか点検確認すること。また、ゴミ、汚れ等を視認したときは、直ちに清掃を行うこと。

(7) 売店及び自動販売機運営業務

ア 作業方法

- (ア) 販売品目については事前に協議し、また価格については市価に対し適正なものとし、店頭に明記すること。
- (イ) 常に清潔にし、売店、自動販売機付近を適宜清掃すること。
- (ウ) 自動販売機には、転倒防止措置を講ずるとともに、利用者の安全確保のため、毎日点検し、異常があった場合は、撤去する等利用者の安全確保を重視して適切かつ迅速に対応すること。
- (エ) アルコール類の販売は、未成年者による誤飲のおそれがあること、ならびに泥酔等により判断能力が低下し事故につながる可能性が高いことから、これを禁止する。
- (オ) 業務に起因して生じた事故、苦情等は指定管理者の責任で解決すること。
- (カ) 食品の衛生管理について、食品衛生講習会を受講し、必要に応じて保健所より飲食営業の許可を得ること。
- (キ) 食品の衛生管理について、食品衛生講習会を受講し、必要に応じて保健所より飲食営業の許可を得ること。市に「施設及び備品等原状変更申請書」を提出し、承認を受けること。

(8) 苦情・要望対応

利用者からの苦情・要望に対しては、市と協議を行って迅速かつ適切に対応すること。対応した内容については、速やかに市に報告するとともに、管理運営業務に活かすこと。

また、指定管理者の管理運営業務以外に関する苦情・要望については、適切に関係部署に連絡または引継ぎを行うこと。

(9) ホームページの作成等広報活動

ア ホームページの作成及びSNSの発信

ホームページを開設し、施設の案内や催し等の最新情報の発信を行うとともにデータ更新を随時行うこと。

また、SNSにて大浜公園プールの魅力やイベント等の情報発信または、公園緑地部が管理するXの投稿に協力すること。

イ 問合せ対応

電話・メール等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。

なおプールの開業期間以外についても問合せについても対応すること。

(10) 防犯、防災業務

ア 監視、警戒

- (ア) プール出入者に対する監視並びに出入業者に対する対応、監督指示を行うこと。
- (イ) 盗難、危険物の持ち込み、その他プール内の秩序を乱す恐れのあること等に対する警戒並びに防止を行うこと。

イ 防止、対策

- (ア) ガス栓等、出火の恐れのある箇所や消防器具の点検並びにその他必要な災害防止を行うこと。
- (イ) 防火管理者を各施設に1名配置し、その者の氏名を市に報告すること。
- (ウ) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、業務従事者に指導を行うとともに、市に報告しマニュアルを提出すること。

ウ 巡視

- (ア) プール内門扉、シャッター等の開閉、施錠点検、消灯の確認を行うこと。
- (イ) 漏水の有無の確認を行うこと。
- (ウ) 建物、付属設備の器具、備品等の損傷の確認を行うこと。
- (エ) その他施設内の巡視を行うこと。

(11) 研修

ア 業務従事者に必要な研修を行い、その資質の向上に努めること。

イ 個人情報保護の体制を取り、職員に周知徹底を図ること。

ウ プール営業開始日までに、業務従事者を対象に所管消防署の指導による下記の訓練を実施すること。なお、訓練以降に採用されたものについては、初回勤務日までに同等の研修を行うこと。

(ア) 水難救助訓練

プール従事者全員を対象に水難救助訓練の指導を受けること。

(イ) 火災訓練

全員が参加する火災訓練を実施すること。

(ウ) プール開場期間中は、救急救護に関する研修を月2回以上実施すること。

(12) 非常事態及び事故発生時の対応

ア 事前に非常事態発生時における連絡通報体制表を作成すること。

イ 事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を指示することがある。

ウ 臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。

また、市から指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができ、その場合、

適切に対応すること。

エ 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

オ 避難所等の運営への協力

災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、本施設を災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく避難施設に指定されている施設としての使用及びその他の災害対応について、市から要請があった場合には、市に協力すること。

(13) 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごと(ただし、7月及び8月は毎月)開催すること。また、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に出席すること。また、大浜公園事務所と連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

(14) 指定期間終了に当たっての引き継ぎ業務

指定管理者は次期管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、業務及び利用者情報等を引継ぎ、利用者が不利益を被ることのないようにすること。特に、指定管理期間終了後のプール再開に支障がないように協力すること。

(15) その他

ア 指定管理者が行う業務で発生したゴミは、分別して指定管理者の責任において適正に処分すること。

イ 業務に伴う光熱水費は、指定管理者が負担すること(売店、自動販売機に係る光熱費含む)。

ウ 合成洗剤の使用は禁止とする。

エ オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策の実施

市民に対する緊急時の発令として、次のとおりの色による表示旗を掲出すること。

- ① 予報 緑色
- ② 注意報 黄色
- ③ 警報 だいだい色
- ④ 重大緊急警報 えんじ色

オ 微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起時の対応について

PM2.5 注意喚起が行われた際には、市の指示に従うこと。

カ 市の主催事業等への協力

市の推進する事業(大浜公園内で開催される大魚夜市(7月開催)や堺旧港でのイベント、体育館等でのイベント等について)と、連携・協力を行うこと。

キ 市の広報業務への協力について

市民サービスの一環として、市や市の推進する施策（堺旧港の取り組み等）に関するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

ク 規則・マニュアル等の作成

指定管理者は、施設の管理業務に必要な規則・マニュアルを適宜市と協議を行って作成し、事前に市の承認を得ること。

7. 賠償責任保険について

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。また、保険加入の確認のため、保険期間開始前までに証券の写しを提出すること。

なお、保険内容等は下記のとおりとする。

ア てん補限度額

(施設賠償責任保険)

- ・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 50,000,000円以上
1事故全体のてん補限度額 200,000,000円以上
- ・対物補償 1事故全体のてん補限度額 5,000,000円以上

イ 被保険者名 堺市及び指定管理者

ウ 保険期間 指定期間と同じ期間とする。(年度ごとの加入でも可とする。)

8. 報告書、検査について

(1) 報告書の提出

- ア 年度終了後、2か月以内に市に事業報告書を提出すること。
- イ 定期報告書(四半期ごと。ただし、7月及び8月は毎月)を翌月15日以内に市に提出すること。
- ウ 開場期間中は、業務日報、安全管理日報、水質管理日報、監視員配置日報を翌営業日中に提出すること。

(2) 立入検査について

市は、必要に応じて施設管理、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9. 自主事業

指定管理者は堺市公園条例及び協定書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）等に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。市としては、可能な限り、施設の目的等を踏まえ効果的な魅力発信による誘客効果や施設利用の向上に資する提案を求める。

(想定している自主事業：水泳教室、物品販売事業、スポーツ用品貸出サービス、飲食・休憩環境の充実、若者層をターゲットとした施策の実施 等)

なお、実施に当たっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要がある。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属することとする。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとする。施設の管理業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業についても定期報告書(四半期ごと。ただし、7月及び8月

は毎月)で報告を行うこととする。

また、自主事業については指定管理者が本施設の土地や建物を利用し何らかを設置し実施する場合は、別途手続き(公園監理課の許可+使用料)が必要となる場合がありますので、適宜調整すること。

10. 一般的な注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人や特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 各種規定がない場合には、市の諸規定に準じて、あるいはその理念に基づき業務を実施すること。
- (3) 市が主催・協賛・後援・その他の形態で当該施設を使用する場合は協力すること。

11. 協議

- (1) 指定管理者は、この仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。
- (2) 指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。

12. 市として求める目標・水準等

区 分	項 目	目標・水準等
①適正な管理運営の確保に関する目標	▶利用者の安全確保 ▶利用者数の確保	▶指定管理者の管理瑕疵に係る事故発生件数 ・各年度 0 件 ▶利用者数 令和9年度 13,000人以上/年 令和10年度 14,000人以上/年 令和11年度以降 15,000人以上/年 ・令和9年度から1,000人/年以上利用者増を目標とし令和11年度から最大15,000人以上を目標とする。
②利用者サービスの向上への取組に関する目標	▶アンケートによる利用者満足度	▶満足度「満足」及び「やや満足」 ・各年度90%以上
③収支に関する目標	▶年間収益の増	▶年間収益の金額 ・令和9年度 260万円以上/年 ・令和10年度 280万円以上/年 ・令和11年度以降 300万円以上/年